

GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド

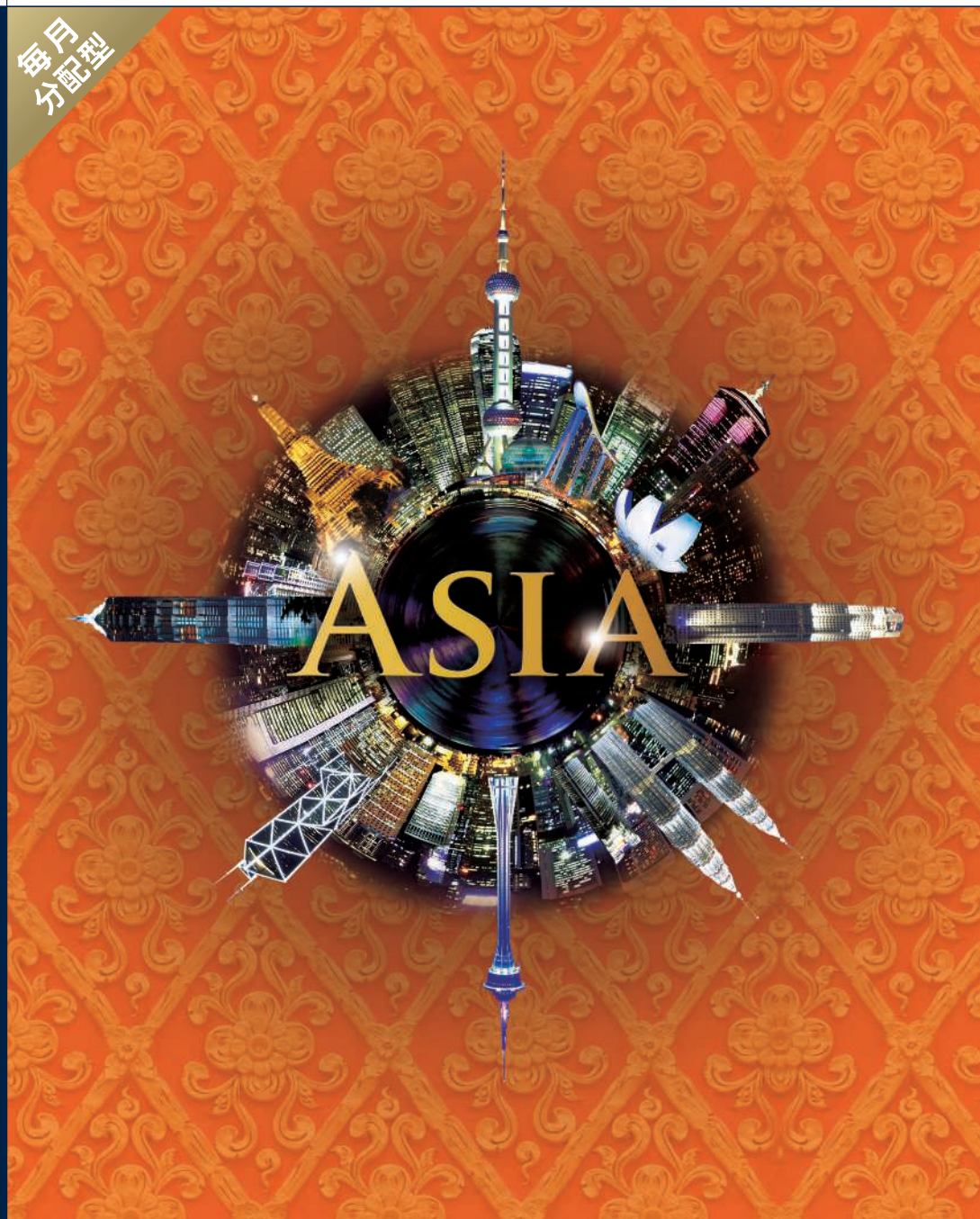
米ドルコース／円コース

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.7.25

毎月
分配型



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

〔委託会社〕ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

〔受託会社〕ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp
アドレス

電話番号 03-4587-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行うGS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースおよびGS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース（以下「本ファンド」またはそれぞれ「米ドルコース」「円コース」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月24日に関東財務局長に提出しており、2026年7月25日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家（受益者）の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます（請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：7兆8,904億円(2026年4月末現在)

資本金：4億9,000万円(2026年7月24日現在)

グループ資産残高（グローバル）：3兆3,547億米ドル(2025年12月末現在)

●**債券インデックス等**

日本国債：FTSE世界国債インデックス(日本)

先進国国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本)

エマージング債券(米ドル建て)：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイ

欧州ハイ・イールド債券：ICE BofAヨーロッパ・ハイ・イールド・インデックス(米ドルヘッジ)

米国ハイ・イールド債券：ICE BofA USハイ・イールド・マスターIIインデックス

アジア・ハイ・イールド債券：ICE BofAアジア・ダラー・ハイ・イールド・インデックス*

*アジア・ハイ・イールド債券市場を示す代表的なインデックスですが、本ファンドのベンチマークや参考指標ではありません。

アジアのハイ・イールド債券に投資します

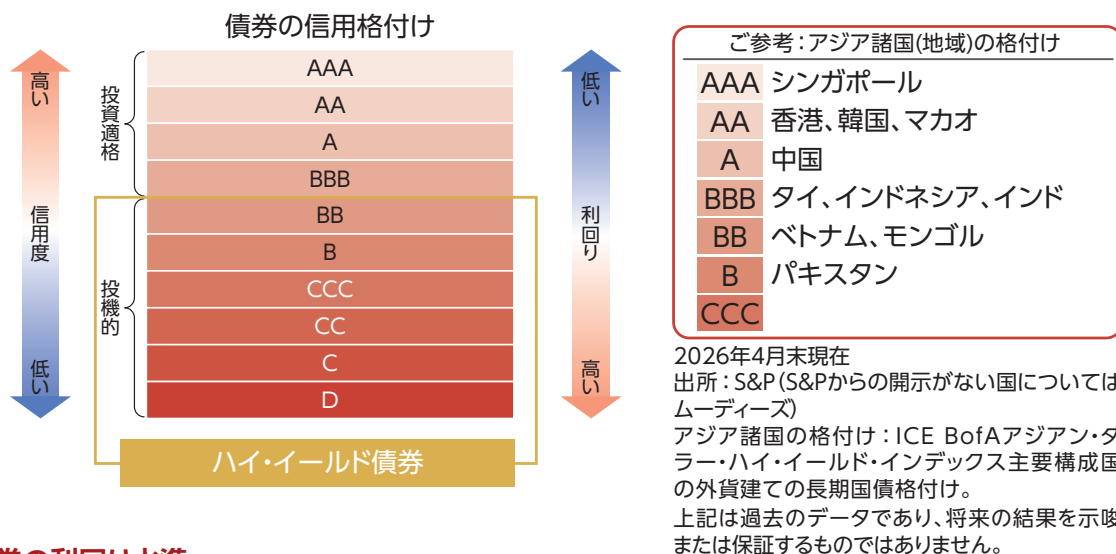
主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、高い金利収入（インカム・ゲイン）と債券元本部分の売買益および評価益（キャピタル・ゲイン）の獲得をめざします。

? ハイ・イールド債券とは

ハイ・イールド債券とは、BB格（S&P）およびBa格（ムーディーズ）相当以下の格付けを付与された債券のことをいいます。ハイ・イールド債券は、一般的に投資適格社債（S&Pの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債）と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

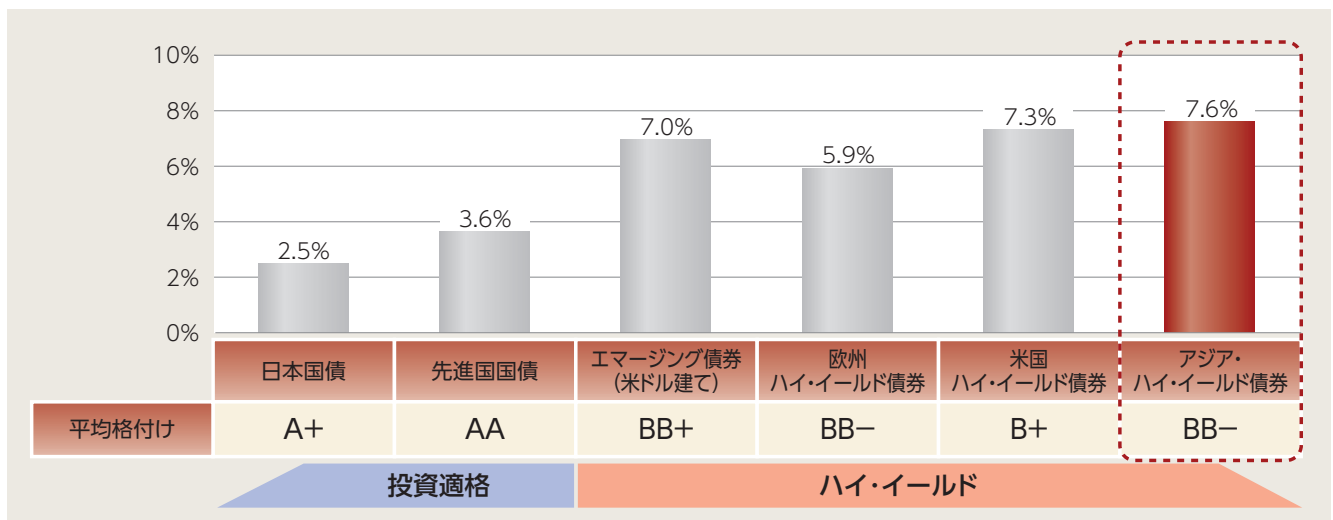
格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が判断した格付けとなります。

投資対象債券の信用格付けの位置づけ



各種債券の利回り水準

ハイ・イールド債券は、国債や投資適格債券などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、その見返りとして相対的に高い利回りとなっています。



2026年4月末現在

出所：FTSE、JPモルガン、ICE

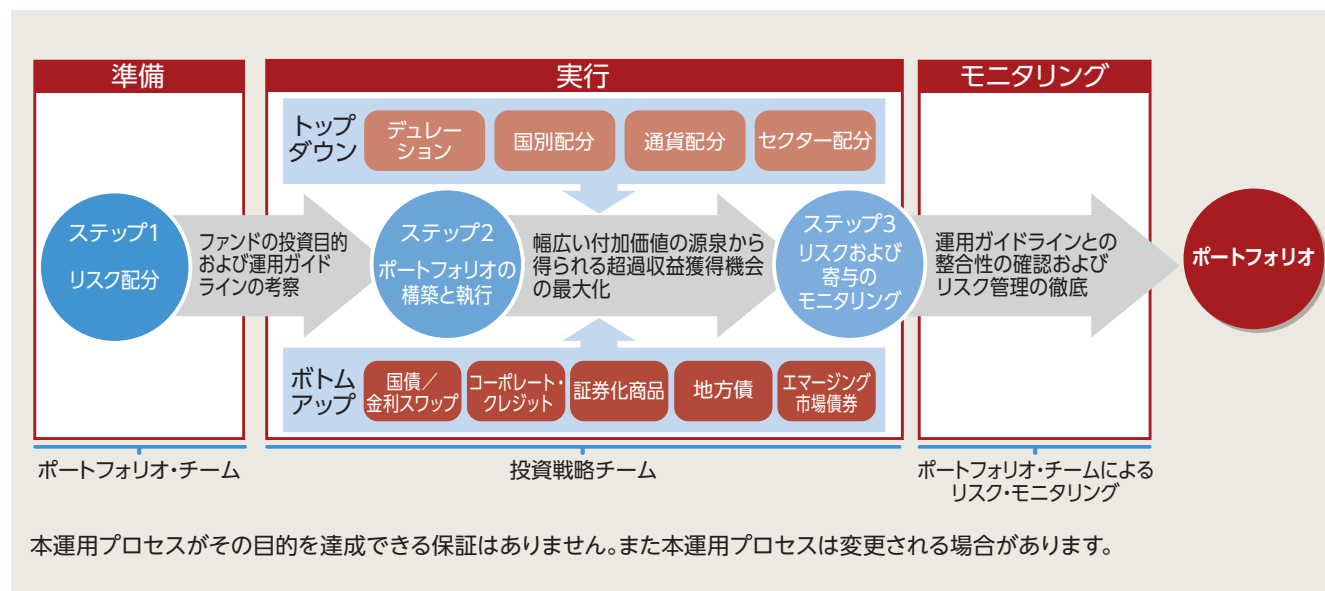
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

上記は、インデックスの利回りおよび平均格付けであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

アジアのハイ・イールド債券への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの運用

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

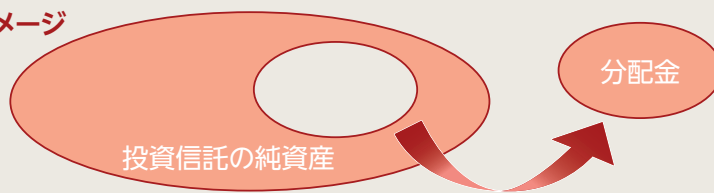


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

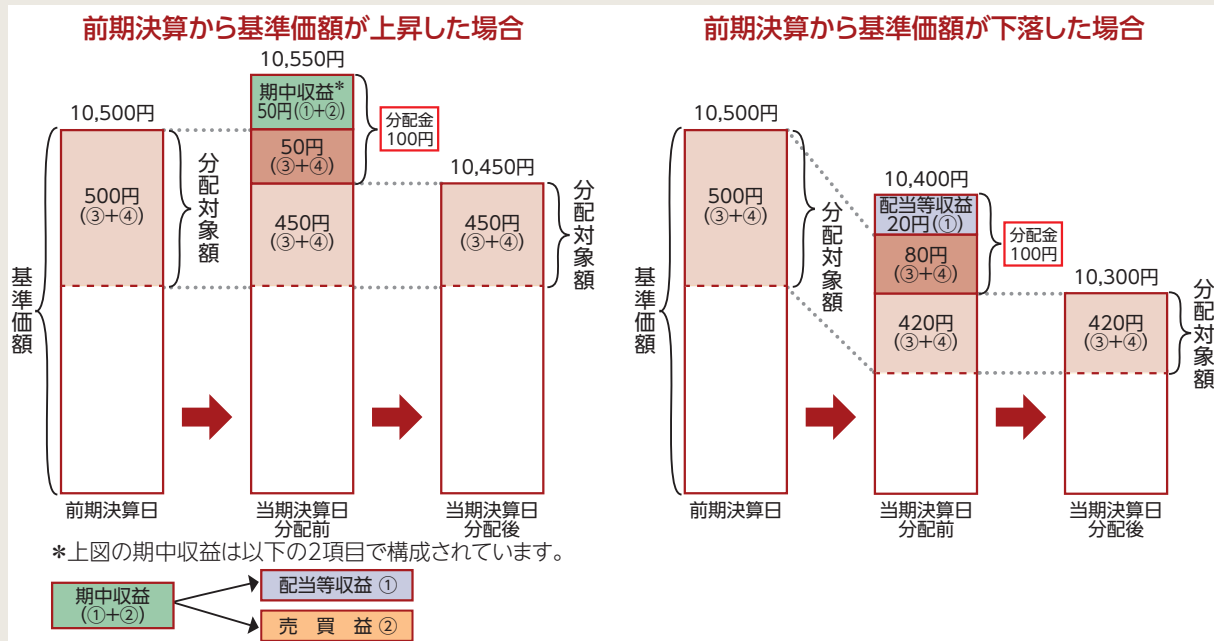
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

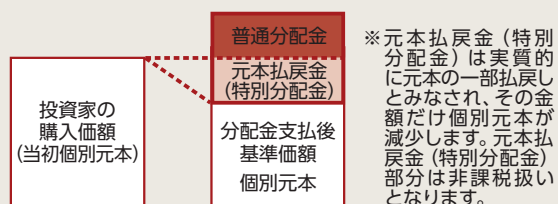


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

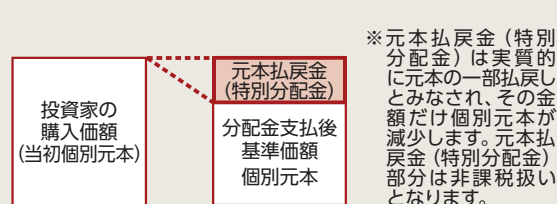
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的には元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

追加的記載事項

組入れファンドの概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト ーアジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託(米ドル建て)
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。
運用の 基本方針等	①主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。 ②米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ーゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルグ籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるESG(環境・社会・ガバナンス)基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
運用の 基本方針等	①主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。 ②米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ーゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の 基本方針等	①主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

上記は2026年7月24日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



カントリー・リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。例えば、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が小さいことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。



債券の価格変動リスク・信用リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元金の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。



為替変動リスク

<米ドルコース>

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期的に大幅に変動することがあります。米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことによる損失を被ることがあります。

<円コース>

一般的に外貨建資産への投資には為替変動リスクが伴いますが、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)



流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

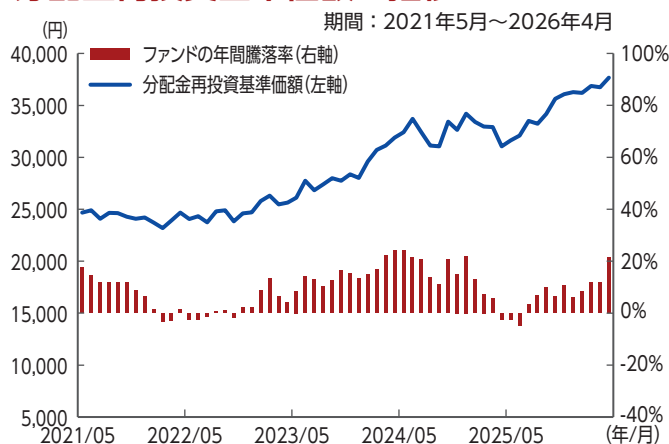
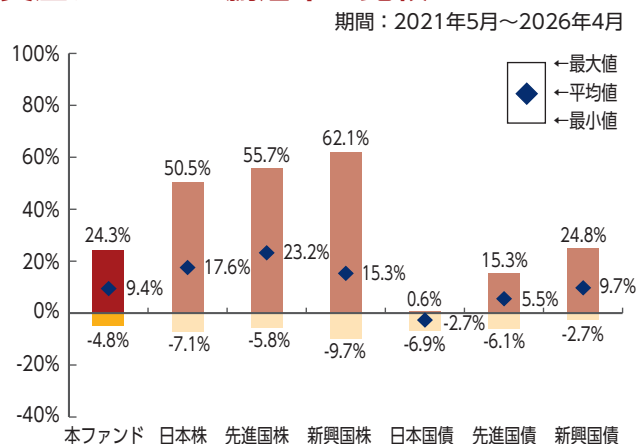
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

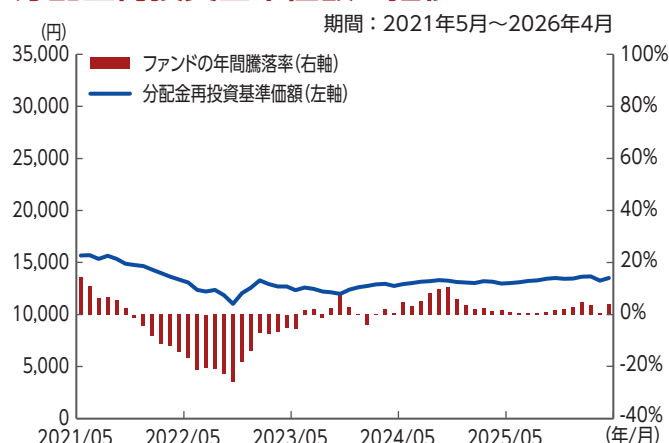
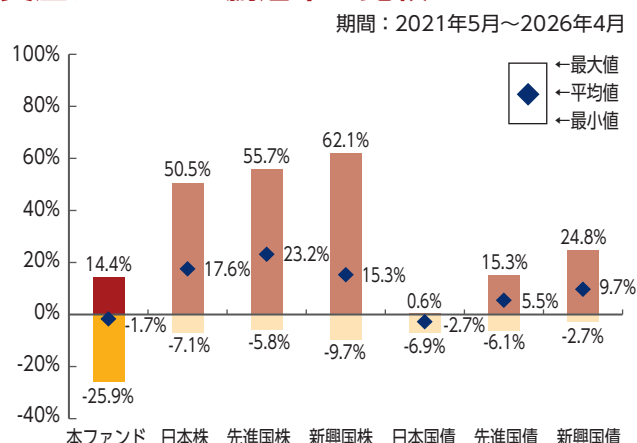
参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

米ドルコース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

円コース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンドインデックスエマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

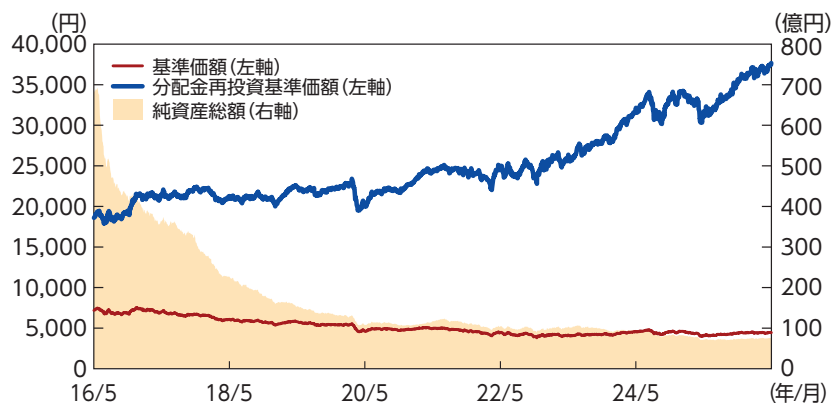
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2026年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

米ドルコース 2016年5月2日～2026年4月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	4,462円
純資産総額	75.7億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	2.5%
3ヵ月	4.1%
6ヵ月	5.7%
1年	21.3%
3年	46.8%
5年	54.6%
設定来	276.6%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	25/5/26	25/6/25	25/7/25	25/8/25	25/9/25	25/10/27	25/11/25	25/12/25	26/1/26	26/2/25	26/3/25	26/4/27	直近1年累計	設定来累計
分配金	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	420円	16,565円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄	種類	比率
1	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト(米ドルクラス)	投資信託受益証券	95.3%
2	ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	3.0%

主要組入ファンドの資産の内容

アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト

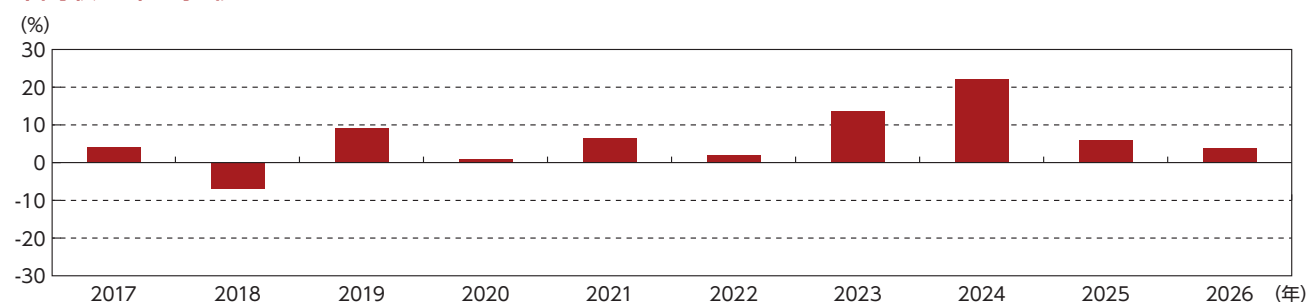
	銘柄名	国(地域)名	クーポン	償還日 ^{*1}	業種(セクター) ^{*2}	格付け ^{*3}	比率
1	SAN MIGUEL GLOBAL POWER	フィリピン	8.7500%	—	公益事業	NR	2.5%
2	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2027/10/1	消費(景気循環型)	B+	2.3%
3	STUDIO CITY FINANCE LTD	マカオ	6.5000%	2028/1/15	消費(景気循環型)	B+	2.2%
4	BANK NEGARA INDONESIA	インドネシア	7.1500%	—	金融業	BB-	1.9%
5	NICKEL INDUSTRIES LTD	インドネシア	9.0000%	2030/9/30	基礎資材	B+	1.9%
6	GARUDA INDONESIA	インドネシア	6.5000%	2031/12/28	消費(景気循環型)	NR	1.8%
7	MONGOLIAN MINING	モンゴル	8.4400%	2030/4/3	エネルギー	B	1.7%
8	SAN MIGUEL GLOBAL POWER	フィリピン	8.3750%	—	公益事業	NR	1.7%
9	MELCO RESORTS FINANCE	香港	5.7500%	2028/7/21	消費(景気循環型)	BB-	1.7%
10	INDIKA ENERGY	インドネシア	8.7500%	2029/5/7	エネルギー	B+	1.7%

*1 償還日の定めのない永久債は、「—」と表示しています。

*2 セクターは、ブルームバーグのセクター分類を使用しています。

*3 格付けは、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。
NRは格付機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。●本ファンドにベンチマークはありません。
- 2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

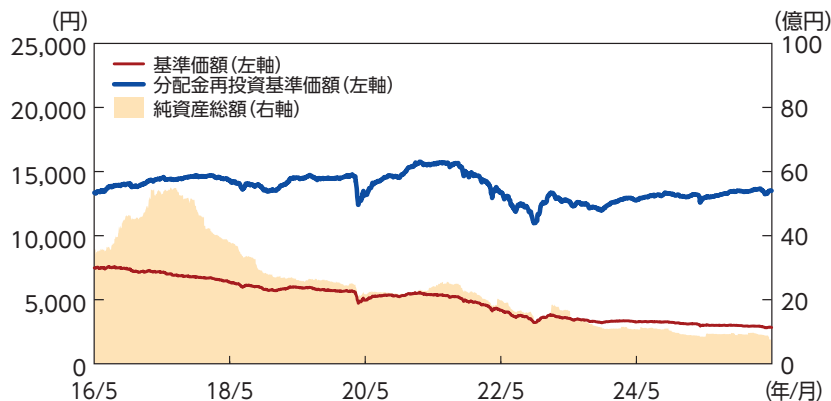
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2026年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

円コース 2016年5月2日～2026年4月30日



基準価額・純資産総額

基準価額	2,836円
純資産総額	7.5億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.9%
3ヵ月	-1.0%
6ヵ月	-0.1%
1年	4.1%
3年	6.4%
5年	-13.5%
設定来	35.0%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率 (分配金再投資) は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算日	25/5/26	25/6/25	25/7/25	25/8/25	25/9/25	25/10/27	25/11/25	25/12/25	26/1/26	26/2/25	26/3/25	26/4/27	直近1年累計	設定来累計
分配金	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	300円	10,355円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄	種類	比率
1	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト (米ドルクラス)	投資信託受益証券	95.2%
2	ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	3.1%

主要組入ファンドの資産の内容

アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト

	銘柄名	国 (地域) 名	クーポン	償還日 ^{*1}	業種 (セクター) ^{*2}	格付け ^{*3}	比率
1	SAN MIGUEL GLOBAL POWER	フィリピン	8.7500%	—	公益事業	NR	2.5%
2	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2027/10/1	消費 (景気循環型)	B+	2.3%
3	STUDIO CITY FINANCE LTD	マカオ	6.5000%	2028/1/15	消費 (景気循環型)	B+	2.2%
4	BANK NEGARA INDONESIA	インドネシア	7.1500%	—	金融業	BB-	1.9%
5	NICKEL INDUSTRIES LTD	インドネシア	9.0000%	2030/9/30	基礎資材	B+	1.9%
6	GARUDA INDONESIA	インドネシア	6.5000%	2031/12/28	消費 (景気循環型)	NR	1.8%
7	MONGOLIAN MINING	モンゴル	8.4400%	2030/4/3	エネルギー	B	1.7%
8	SAN MIGUEL GLOBAL POWER	フィリピン	8.3750%	—	公益事業	NR	1.7%
9	MELCO RESORTS FINANCE	香港	5.7500%	2028/7/21	消費 (景気循環型)	BB-	1.7%
10	INDIKA ENERGY	インドネシア	8.7500%	2029/5/7	エネルギー	B+	1.7%

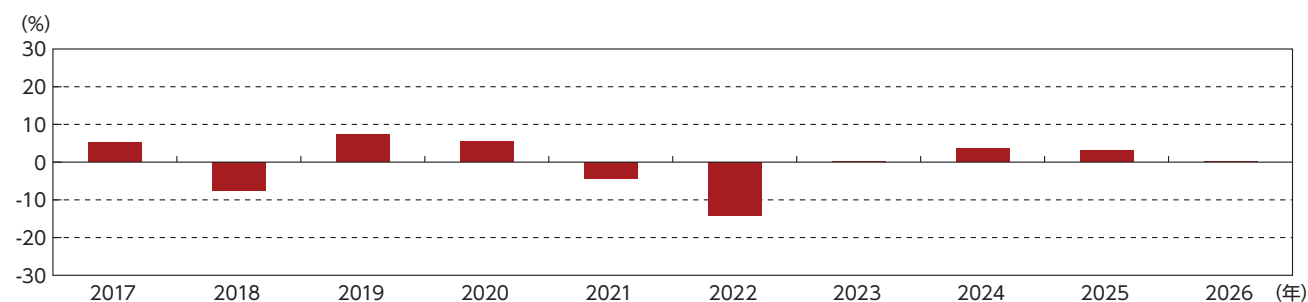
*1 償還日の定めのない永久債は、「—」と表示しています。

*2 セクターは、ブルームバーグのセクター分類を使用しています。

*3 格付けは、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。

NRは格付機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。
- 2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	販売会社によって異なります。
	購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換 金 単 位	販売会社によって異なります。
	換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込 について	購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはシンガポール証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはシンガポールの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)
	申 込 締 切 時 間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2026年7月25日から2027年1月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信 託 期 間	2031年10月24日まで(設定日：2011年10月11日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
	繰 上 償 還	各コースについて受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合等には繰上償還となる場合があります。 主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には繰上償還となります。
	決 算 日	毎月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収 益 分 配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	各コースについて2,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運 用 報 告 書	年2回(4月および10月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	ス イ ッ チ ン グ	スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。
	課 税 関 係 (個 人 の 場 合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、3.85% (税抜3.5%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは、販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、 日々のファンドの 純資産総額に信託 報酬率を乗じて得た 額とします。	純資産総額に対して		年率1.903%(税抜1.73%)	
			内訳			
			支払先 の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率 0.935% (税抜0.85%)
				販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率 0.935% (税抜0.85%)
受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.033% (税抜0.03%)				
			※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または 信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
	信託事務の諸費用		監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が 信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎 計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託 証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券から支払われます。			
随 時	その他の費用・ 手数料		有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)は ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動する ものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年7月24日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
米ドルコース	2.08%	1.89%	0.19%
円コース	2.13%	1.89%	0.24%

- 対象期間は2025年10月28日～2026年4月27日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- その他費用には、投資先ファンド(本ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。
- 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

